

株式会社 CAICA

証券コード：2315

第32期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第32期定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使の方法についてのご案内…	3
事業報告……………	5
連結計算書類……………	24
計算書類……………	29
株主総会参考書類……………	48

開催日時

2021年1月28日（木曜日）午後1時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス

決議事項

- 第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(証券コード 2315)
2021年1月13日

株 主 各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社 C A I C A
代表取締役社長 鈴木 伸

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年1月27日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本株主総会につきましては、集中する時間を避けて、例年の午前10時開始ではなく午後1時からの開催とさせていただくことといたしましたので、お間違えないようお願い申し上げます。

また、適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただくことといたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点ならびに安全を第一優先としていただき、可能な限り、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁から4頁に記載の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月28日(木曜日)午後1時(受付開始 午後0時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第32期(自2019年11月1日至2020年10月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期(自2019年11月1日至2020年10月31日)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役8名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- ~~~~~
- (お願い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載いたします。
総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時 2021年1月28日（木曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

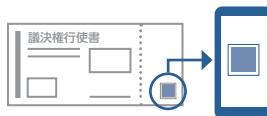


議決権行使期限

2021年1月27日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使



議決権行使期限

2021年1月27日（水曜日）
午後5時45分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

議決権行使期限

2021年1月27日（水曜日）
午後5時45分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

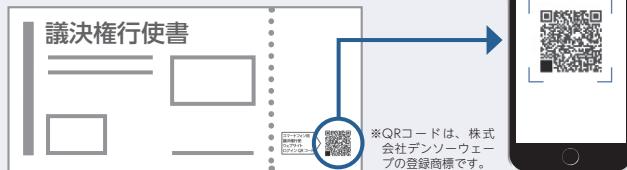
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



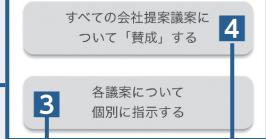
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

 <https://www.web54.net>

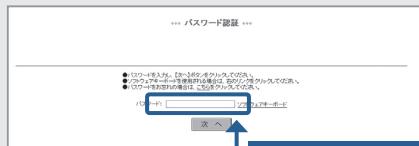


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年11月1日～2020年10月31日)におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移していましたが、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により急激な悪化が続き厳しい状況にありました。「緊急事態宣言」解除後は、経済活動を段階的に引き上げていく動きではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大懸念から先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが主に事業を展開する情報サービス産業においては、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等の先進的な技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)推進の動きが加速しております。サイバーセキュリティ強化といった社会的な要因によるITインフラ投資が増加傾向にあり、企業のDXに対応可能な環境整備を推進する動きに加え、新型コロナウイルス感染拡大を受けたりモトワークへの対応が急速に活発化しました。一方、業界全体として最新スキルを持つ技術者の不足は常態化しており、当社グループにおいても競合他社との獲得競争が激化し、人材不足傾向が続いております。

このような状況の下、当社グループはシステム開発企業からIT金融企業へ変革すべく、①フィンテック/ブロックチェーン領域への注力、②DXにおけるセキュリティソリューションの提供強化、③二次請けから一次請けへのシフトという3つの施策に取り組みました。

また、経営資源の集中を図るためグループ事業の再編に取り組み、その一環として以下を実施いたしました。

2019年11月に連結子会社であった株式会社クシムテクノロジーズ(旧商号：株式会社東京テック)の全株式を同じく当社の連結子会社であった株式会社クシム(旧商号：アイスタディ株式会社、以下、「クシム」といいます。)に譲渡いたしました。

2020年3月にグループ事業の再編と同時に経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制を構築することで権限と責任を明確にし、経営のスピードを更に引き上げ、グループ経営体制を強化すべく、当社は2020年3月1日付で持株会社体制へ移行し、当社の100%子会社である株式会社C A I C Aテクノロジーズ(旧商号：株式会社カイカ分割準備会社、以下、「C A I C Aテクノロジーズ」といいます。)に対して、会社分割(吸収分割)にてシステム開発等を行う情報サービス事業を承継いたしました。

同じく2020年3月に、連結子会社であった株式会社クシムインサイト(旧商号：株式会社C C C T、以下、「クシムインサイト」といいます。)の株式の90%をクシムに譲渡するとともに、クシムインサイトが保有するソフトウェア及び投資有価証券等の資産の一部を当社の連結子会社であるC A I C Aテクノロジーズに譲渡いたしました。

更に、2020年3月から6月にかけて、当社はクシムの株式を売却いたしました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による金融市場の混乱及びその後の経済への影響に備え、財務体質の強化策として十分な手元資金を確保することや有利子負債の一部返済をすることを目的としたものであります。

また、2020年9月にライツ・オフアリングにより約43億円を資金調達し、10月にはC A I C A中期経営計画「IT金融の更なる深化に向けて」を策定いたしました。計画達成に向け、当社グループ役員一丸となってIT金融企業として成長を加速してまいります。

当連結会計年度における売上高は6,003百万円（前連結会計年度比21.0%減）となりました。情報サービス事業におけるシステム開発は、新型コロナウイルスの影響により顧客のIT投資が抑制傾向となったことから新規案件の受注が計画比で減少したものの、既存の継続案件は堅調に推移いたしました。なお、前連結会計年度は株式会社ネクス・ソリューションズ（以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。）の業績が9ヵ月分計上されておりますが、同社の全株式を譲渡し、連結から除外したこと等により前連結会計年度比では売上高が減少しております。また、第1四半期連結会計期間において当社子会社であったクシムインサイトが保有していた活発な市場が存在しない暗号資産の評価損として26百万円を売上高から減額しておりますが、当該暗号資産の残り全てを2020年2月に売却したことから、暗号資産の譲渡損として追加で1百万円を売上高から減額いたしました。更にeワラント証券株式会社（以下、「eワラント証券」といいます。）の売上高（トレーディング損益）は、リスク管理の強化としてリスク及びリターンのかい商品販売を抑制したことから、新型コロナウイルスの影響による相場変動を受けた第2四半期までの損失を補いきれませんでした。加えて、クシムの全株式を売却したことにより、当連結会計年度におけるHRテクノロジー事業の業績は2020年4月までの6ヵ月分の反映となっております。

利益面では、各事業会社において販売費及び一般管理費の削減を行ったものの売上高の減少を補うには至らず、営業損失679百万円（前連結会計年度は営業損失615百万円）となりました。また、営業損失の計上に加え持分法による投資損失等の営業外費用を254百万円計上したことから、経常損失903百万円（前連結会計年度は経常損失1,111百万円）となりました。また、暗号資産関連事業においてソフトウェア資産の減損処理を行ったこと等から特別損失116百万円を計上いたしました。一方、クシム株式の売却による関係会社株式売却益等、特別利益498百万円を計上いたしました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は557百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,753百万円）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

1) 情報サービス事業

前連結会計年度にネクス・ソリューションズの全株式を譲渡し、連結から除外したこと等により、前連結会計年度比では、売上、利益ともに減少いたしました。

金融機関向けのシステム開発分野は、保険及び銀行向けで堅調に推移していたものの、新型コロナウイルスの影響により顧客のIT投資が抑制傾向となったことから新規案件の受注が減少いたしました。一方で既存の継続案件は堅調に推移いたしました。非金融向けのシステム開発分野においては、コロナ禍においても、顧客の事業拡大意欲は引き続き旺盛であり、IT投資も継続されていることから、新規案件を複数獲得し、受注が拡大しております。また、リモートワークの広がりを受け、「セキュリティコンサルティング・サービス」の引き合いが増加しております。「セキュリティコンサルティング・サービス」は、世界大手のシステムインテグレーターのコアパートナーとして積み上げたインフラ関連全般（設計・導入・運用・保守等）の基盤インフラ業務の実績に加え、暗号資産交換所におけるサイバーセキュリティの知見が評価されています。当該サービスをコアソリューションと位置付け、今後マーケティングを強化することで売上の拡大を図ってまいります。

これらの結果、情報サービス事業の売上高は、4,852百万円（前連結会計年度比33.2%減）、営業利益は177百万円となりました。

なお、持株会社体制への移行に伴い、当社（持株会社）に係る全社費用を各報告セグメントに配分しない方法に変更しております。このため、セグメント損益（営業損益）の対前連結会計年度比は記載しておりません。

2) 暗号資産関連事業

当社グループは、暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、暗号資産の投融资及び運用事業を行っております。なお、2020年3月、当社はクシムにクシムインサイト株式の一部を譲渡しておりますが、譲渡前にクシムインサイトが保有するソフトウェア及び投資有価証券等の資産の一部を当社の連結子会社であるC A I C Aテクノロジーズに譲渡しており、クシムインサイトで行っていた暗号資産関連のシステム開発はC A I C Aテクノロジーズで行っております。また、クシムインサイトは第1四半期連結会計期間まで暗号資産関連事業セグメントに区分しておりましたが、株式の一部譲渡に伴い3月、4月分の業績は、HRテクノロジー事業セグメントに区分しております。

暗号資産関連のシステム開発については、暗号資産交換所「Zaif Exchange」のカスタマイズ案件や業務支援案件を多数受注したことから、売上・利益ともに好調であります。外部向けの自社開発製品であり、システム構築から運用体制をワンストップで提供可能な暗号資産交換所システム「crypto base C (クリプトベースシー)」のパッケージ販売については、コロナ禍による営業先の投資の見合わせもあり、受注獲得には至りませんでした。

暗号資産の投融资運用は、暗号資産に関するシステム構築のノウハウ獲得のために行っているものであり、当連結会計年度は、前連結会計年度に引き続き運用を抑制しております。また、第1四半期連結会計期間において、活発な市場が存在しない暗号資産の評価損として26百万円を売上高から減額しておりましたが、当該暗号資産のすべてを2020年2月に売却したことから、暗号資産の譲渡損として追加で1百万円を売上高から減額いたしました。

これらの結果、暗号資産関連事業の売上高は、310百万円（前連結会計年度は12百万円）、営業損失は125百万円（前連結会計年度は営業損失310百万円）となりました。

3) 金融商品取引事業

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業であるeワラント証券は、カバードワラントの商品設計、システム開発、安定運用等について、高度な専門知識と経験を持つスタッフを擁し、日本における代表的な小口の投資家向け店頭カバードワラント*1である「eワラント」(eワラント証券の登録商標)を提供しております。

2019年9月より開始した、eワラント証券自身による直接販売「eワラント・ダイレクト」については、口座数は着実に増加しております。2020年10月期は、新商品として、今後の株式相場下落にレバレッジ投資ができる「野村日経225ダブルインバースETF (リンク債) レバレッジトラッカー」や世界的な低金利下で注目が高まる銀相場を対象とした「銀 (リンク債) レバレッジトラッカー」の取り扱いを開始しています。さらに、トヨタやソフトバンクGなど、日本を代表する国内個別株を対象とするeワラントの取り扱いを開始し、順調に取扱高を拡大しております。

また、eワラント証券では、2020年4月よりCFD (Contract for Difference : 差金決済取引) のサービスの提供を開始いたしました。CFDは少額で、国内外の相場に、レバレッジをかけた投資を、ほぼ24時間行うことができるといった特徴があります。eワラント証券のCFDは数千円程度の少額の資金から取引ができ、自動売買にも対応した取引ツールを採用している点に特色があります。また、eワラントとCFDを組み合わせることで、より相場局面にあった多彩な投資戦略を取ることが可能となりました。

一方、新型コロナウイルスの影響により株式市場が急変したことに伴い、想定を超える商品価格の変動等によりトレーディング収益が悪化したしました。第2四半期の金融市場の大きな変動による損失を受け、リスク管理及び管理体制等の見直しを行った結果、5月及び6月は2ヵ月連続の黒字となりましたが、7月以降、第2四半期の落ち込み分を補うまでには至りませんでした。

今後はカバードワラント事業、株価指数を原資産とした証券CFDに加えて、暗号資産を原資産とした暗号資産CFDの開発・販売により収益の拡大を図ってまいります。

これらの結果、金融商品取引事業の売上高は155百万円（前連結会計年度比66.0%減）、営業損失は426百万円（前連結会計年度は営業損失266百万円）となりました。

※1 カバードワラントとは、金融商品取引法上の有価証券であり、オプション取引に係る権利を表示する証券のことで、「オプション取引」と同様に、投資家はオプションの買い手として、株式等のコール型ワラント（買う権利）やプット型ワラント（売る権利）を購入することができます。

4)HRテクノロジー事業

主な事業内容は、Eラーニング事業、アカデミー事業、インキュベーション事業となります。

HRテクノロジー事業の売上高は881百万円、営業損失は18百万円であります。なお、のれん償却額を88百万円計上しております。

連結対象期間が異なるため、前連結会計年度比は記載しておりません。また、上述のとおり当社は3月～6月にかけてクシムの全株式を売却したことから、当連結会計年度におけるHRテクノロジー事業の業績は2020年4月までの6ヵ月分の反映となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は2020年8月11日の株主確定日における株主に対し、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに基づく新株予約権の無償割当てを行い、当該新株予約権の払込が2020年9月16日までに完了し、4,387百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は2020年3月1日を効力発生日として会社分割（吸収分割）を実施し、持株会社体制へ移行しました。それに伴い、2020年3月1日付で、当社が営むシステム開発等の事業を株式会社C A I C Aテクノロジーズ（旧商号：株式会社カイク分割準備会社）へ承継させました。なお、株式会社C A I C Aテクノロジーズは当社の100%子会社であります。また、同日付で当社は商号を株式会社C A I C Aに変更しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2019年11月1日付で株式会社クシムテクノロジーズ（旧商号：株式会社東京テック）の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しました。

2020年3月1日付で株式会社クシムインサイト（旧商号：株式会社C C C T）の株式の90%を譲渡し、連結の範囲から除外しました。

2020年6月11日付で株式会社クシム（旧商号：アイスタディ株式会社）の全株式の売却を完了し、連結の範囲から除外しました。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、デジタル化の進展は急激に加速し、国内外を問わず企業の業務形態が大きく変わることになると認識しております。

当社グループでは、中期経営計画の達成にあたり、金融サービス事業においては、暗号資産関連の販売の強化及び金融分野の高度な専門知識を有する人材の採用が重要な課題と捉えており、ITサービス事業においては、システム開発力の増強を行うことが重要な課題であると捉えております。日々進化・拡大するデジタル化の需要に対応すべく、スピーディーに事業を推進していくため、以下の取り組みを行ってまいります。

・ 広告宣伝・マーケティングの強化

スマートフォン、タブレットなどの情報端末の進化、SNSの浸透、新たなオンラインメディアの登場などにより、消費者のインターネット上での購買行動が変化しています。これまでのインターネット上での広告

や自社webサイトからの発信に加え、新たな広告宣伝・マーケティング手法への迅速な対応が課題であると認識しております。

当社グループでは現在、SNSを利用した広告宣伝・マーケティングを試みておりますが、今後も現在の手法にとらわれることなく新たな方法を模索してまいります。

・先端技術を有するIT人材及び金融分野における高度な専門知識を有する人材の採用ならびに先端技術獲得のための教育

システム開発力の増強を図る上で、先端技術を有する人材の採用は重要な経営課題であると認識しております。ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術を有する技術者は、慢性的に不足しており、競合他社との獲得競争が激化しております。加えてIT金融企業として、金融分野の高度な専門知識を有する人材の確保が必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、ヘッドハンティング会社を利用したハイスpek人材の採用や、複数の紹介会社の利用などにより採用活動を行っておりますが、今後はこれまで以上に採用活動を強化してまいります。教育面では、社内外の勉強会やセミナーを積極的に受講することを推奨する等、教育体制の拡充を図ってまいります。

・Zaifグループとのシナジー発揮による事業の拡大

当社グループがIT金融企業として更なる深化を遂げるには、当社の持分法適用関連会社であり、傘下に暗号資産交換所Zaif Exchangeを擁する株式会社Zaif Holdings(旧商号：株式会社フィスコデジタルアセットグループ)及びその子会社(以下、「Zaifグループ」といいます。)とのシナジー効果の最大化が重要な課題であると認識しております。当社グループとZaifグループはこれまで以上に人的交流、資金協力を含めた相互の事業連携強化を通じて、それぞれの事業の拡大を図ってまいります。具体的には、暗号資産交換所システムの新機能共同開発、暗号資産に関連した新商品の共同商品開発、40万口座を有するZaifの顧客基盤を活用したマーケティング、Zaifブランドを活用した新規取引先開拓、CAICAテクノロジーが手掛けたZaifの高度なサイバーセキュリティの運用ノウハウを他のサービスへ展開、暗号資産交換所システム(crypt base C)の販売、サイバーセキュリティ分野のサービス強化を行ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項目	期別	第 29 期 (2017年10月期)	第 30 期 (2018年10月期)	第 31 期 (2019年10月期)	第 32 期 (2020年10月期)
売 上 高		5,300,801	7,640,243	7,600,508	6,003,323
経常利益又は経常損失(△)		728,455	612,798	△1,111,856	△903,881
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)		742,904	550,933	△1,753,317	△557,819
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		2円69銭	1円54銭	△4円86銭	△1円37銭
総 資 産		5,518,241	11,022,789	10,494,997	11,297,215
純 資 産		4,294,494	7,266,269	6,044,184	9,239,217
1 株 当 た り 純 資 産		12円41銭	20円15銭	15円06銭	14円55銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第31期より、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 平成30年3月14日)を適用しており、第29期及び第30期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(10) 主要な事業内容 (2020年10月31日現在)

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社6社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社2社から構成されており、「情報サービス事業」、「暗号資産関連事業」、「金融商品取引事業」を展開しております。

なお、当連結会計年度より、「仮想通貨関連事業」セグメントは「暗号資産関連事業」セグメントへ名称変更を行っております。

また、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社クシム(旧商号：アイスタディ株式会社)の全株式を売却したため、連結の範囲から除外し、「HRテクノロジー事業」セグメントを廃止しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業の種類	内 容
情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発 ・システムに関するコンサルティング ・システムのメンテナンス・サポート
暗号資産関連	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング ・暗号資産の投融資、運用
金融商品取引	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業 ・カバードワラントのマーケットメイク業務 ・カバードワラントの発行業務

(11) 主要な拠点等 (2020年10月31日現在)

当 社：本社（東京都目黒区）左記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は港区で行っております。

子会社：各本社（東京都 2 社、英国領ヴァージン諸島 1 社、英国領ケイマン諸島 2 社、中国香港行政区 1 社）

(12) 従業員の状況 (2020年10月31日現在)

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減
情報サービス	370名	△41名
暗号資産関連	36名	22名
金融商品取引	22名	2名
合 計	428名	△17名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。
2. 情報サービス事業の従業員が前連結会計年度末に比較して減少した主な理由は、子会社であった株式会社クシムインサイトが主に行っていた暗号資産関連事業を株式会社C A I C Aテクノロジーズが引き継いだことにより、情報サービス事業の従業員が暗号資産関連事業に異動したことによるものであります。
3. HRテクノロジー事業については、株式会社クシムの全株式を売却し、連結の範囲から外れたことにより、セグメントを廃止いたしましたので、上記記載よりその項目を除外しております。HRテクノロジー事業の従業員の前連結会計年度末からの減少数は76名となります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年10月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
株式会社C A I C Aテクノロジーズ	100%	システム開発事業等
SJ Asia Pacific Limited	100% ^注	中間持株会社
eワラント証券株式会社	100%	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業
EWARRANT INTERNATIONAL LTD.	100%	カバードワラントのマーケットメイク業務
EWARRANT FUND LTD.	100%	カバードワラントの発行業務
EWM (HONG KONG) LIMITED	100%	eワラントグループの事務管理

当社の連結子会社は上記重要な子会社の6社であります。なお、株式会社クシム（旧商号：アイスタディ株式会社）の全株式を売却したことから同社及び同社の子会社であった株式会社クシムソフト（旧商号：エイム・ソフト）及び株式会社ネクストエッジ（株式会社クシムソフトが吸収合併）は連結から除外されております。

（注）間接所有割合を含む比率であります。

③ 関連会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
株式会社ネクス	49%	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売、それらにかかわるシステムソリューション提供及び保守サービス
株式会社フィスコデジタルアセットグループ	23%	暗号資産関連ビジネスを営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の経営管理、グループ戦略の立案及びこれに附帯する業務

当社の持分法適用関連会社は上記に記載した関連会社の2社であります。また、その他の持分法非適用関連会社が2社あります。

株式会社フィスコデジタルアセットグループは2020年11月1日より株式会社Zaif Holdingsに商号を変更しております。

(14) 主要な借入先 (2020年10月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (注2)	720,000
株式会社三井住友銀行 (注3)	490,000

千円

- (注) 1. 企業集団の主要な借入先として、当社グループの借入先の状況を記載しています。
 2. シンジケートローンは、株式会社千葉銀行を幹事とする3行の協調融資によるものであります。
 3. 借入金残高には、下記社債が含まれております。
 株式会社三井住友銀行 無担保社債 490,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 830,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 635,070,646株（自己株式193,010株を含む）
- (3) 株主数 45,179名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	106,948,400	16.85
THE BANK OF NEWYORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	15,925,192	2.51
日本証券金融株式会社	6,040,200	0.95
楽天証券株式会社	5,715,900	0.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,501,800	0.87
小島智也	4,060,000	0.64
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	3,500,012	0.55
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS JASDEC / BP2S PARIS-GLIM-SLAB PARIS	3,406,600	0.54
株式会社 SBI証券	2,799,900	0.44
株式会社 SRA	2,516,600	0.40

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（193,010株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年10月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

2019年9月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき2,800円
- ③新株予約権の行使期間 2021年9月26日から2024年9月25日まで
- ④新株予約権の行使条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,000個	普通株式300,000株	1人

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年10月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 伸	事業推進本部、営業部、第一ソリューション事業部、第二ソリューション事業部、クリプトカレンシー&テクノロジー事業部、インフラソリューション事業部、BP推進室、フィンテック戦略室、内部監査室、広報 担当、事業推進本部長、株式会社C A I C Aテクノロジー代表取締役社長、SJ Asia Pacific Limited Director、株式会社フィスコ仮想通貨取引所取締役、株式会社クシム取締役、株式会社クシムテクノロジー取締役、株式会社クシムインサイト代表取締役副社長、株式会社クシムソフト取締役
代表取締役副社長	山口 健治	財務経理本部、総務人事本部 担当、財務経理本部長、総務人事本部長、株式会社C A I C Aテクノロジー取締役、eワラント証券株式会社取締役、SJ Asia Pacific Limited Director、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社フィスコ仮想通貨取引所取締役、株式会社クシム取締役（監査等委員）、株式会社クシムインサイト取締役、株式会社ネクス取締役
取締役会長	八木 隆二	株式会社C A I C Aテクノロジー取締役、eワラント証券株式会社取締役、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社フィスコデジタルアセットグループ代表取締役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所代表取締役、株式会社クシムインサイト取締役、株式会社ネクス取締役、株式会社レジストアート取締役
取締役	佐藤 元紀	株式会社フィスコ取締役、株式会社クシム取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役、株式会社シャンテイ取締役、株式会社フィスコ・コンサルティング代表取締役、株式会社FISCO Decentralized Application Platform取締役
取締役	中川 博貴	株式会社フィスコ取締役、株式会社フィスコ経済研究所取締役、株式会社フィスコデジタルアセットグループ取締役、株式会社クシム代表取締役社長、株式会社クシムソフト代表取締役社長、株式会社クシムテクノロジー代表取締役社長、株式会社クシムインサイト代表取締役社長、株式会社ケア・ダイナミクス代表取締役
取締役	伊藤 大介	株式会社クシム取締役、株式会社クシムテクノロジー取締役、株式会社クシムインサイト取締役
取締役	川崎 光雄	株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人マザーキー理事、医療法人美ら海ハシイ産婦人科理事
取締役	幾石 純	
取締役	島村 和也	島村法律会計事務所代表、株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役、コスモ・バイオ株式会社社外取締役、株式会社アズーム社外監査役、株式会社明豊エンタープライズ社外取締役（監査等委員）

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	古賀 勝	株式会社CICAテクノロジーズ監査役、eワラント証券株式会社監査役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所監査役、株式会社クシムテクノロジーズ監査役、株式会社シーズメン社外監査役
監査役	杉本 眞一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役
監査役	細木 正彦	ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、あすか信用組合監事、株式会社タカヤ監査役

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本眞一氏、細木正彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本眞一氏、細木正彦氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
監査役 (社外監査役)	勝部 日出男	日本メナード化粧品株式会社取締役、株式会社ナレッジカンパニー代表取締役	2020年1月30日

- (注) 1. 監査役勝部日出男氏は、任期満了による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	46百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	11百万円 (4百万円)
合計	10名	57百万円

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役1百万円）を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	川 崎 光 雄	当事業年度に開催された取締役会には21回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	幾 石 純	当事業年度に開催された取締役会には21回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	島 村 和 也	当事業年度に開催された取締役会には21回中17回に出席し、弁護士及び公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	杉 本 眞 一	当事業年度に開催された取締役会には21回中16回に出席、また、監査役会には16回中13回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	細 木 正 彦	当事業年度に開催された取締役会には21回中18回に出席、また、監査役会には16回中15回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が19回ありました。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	26
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する報酬	1
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の合意された手続業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるUHY東京監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「C A I C A 行動規範」を制定し指針としております。又、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしており、セキュリティが確保された場所です適切に保管・保存しております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報(決裁資料、稟議書及び議事録等)を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いたリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。
- ⑥ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、重要な子会社に対して当社取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しております。
また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役に諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。
- ⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。
役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。
また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役等へ報告する体制をとっております。

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。
- ⑬ 業務の適正を確保するための運用状況
当連結会計年度は、取締役会による定時取締役会が12回、臨時取締役会（書面決議を含む。）が28回（うち決算取締役会4回）でありました。また、コンプライアンス委員会においては、委員会を1回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓発活動として、全社向けメールマガジンを11回配信しております。また、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

第32期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けております。事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、事業戦略、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましても、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引続き、当期の期末配当を無配とすることといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2020年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	6,139,553	流 動 負 債	1,128,059
現金及び預金	4,960,433	支払手形及び買掛金	195,967
受取手形及び売掛金	685,546	1年内償還予定の社債	140,000
商品及び製品	3,242	1年内返済予定の長期借入金	180,000
仕掛品	77,402	未払金	136,935
未収入金	155,219	未払法人税等	39,827
暗号資産	0	未払消費税等	162,724
預け金	113,917	賞与引当金	154,029
その他	143,790	その他の他	118,574
固 定 資 産	5,157,661	固 定 負 債	929,930
有 形 固 定 資 産	69,961	社債	350,000
建物及び構築物	21,048	長期借入金	540,000
工具、器具及び備品	48,412	繰延税金負債	480
土地	500	その他の他	39,449
無 形 固 定 資 産	172,094	特 別 法 上 の 準 備 金	8
ソフトウェア	126,365	金融商品取引責任準備金	8
のれん	24,553	負 債 合 計	2,057,997
その他	21,174	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,915,606	株 主 資 本	9,156,089
投資有価証券	4,845,179	資本金	3,193,697
出資金	9,493	資本剰余金	9,856,787
長期貸付金	204,529	利益剰余金	△3,805,449
その他	83,480	自己株式	△88,946
貸倒引当金	△227,076	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	81,107
資 産 合 計	11,297,215	その他の有価証券評価差額金	△17,309
		繰延ヘッジ損益	△1,774
		為替換算調整勘定	100,191
		新株予約権	2,020
		純 資 産 合 計	9,239,217
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,297,215

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上 高			6,003,323
売 上 原 価			5,145,850
売 上 総 利 益			857,472
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,537,375
営 業 損 失			679,903
営 業 外 収 益			30,682
受 取 利 息 及 び 割 引 料	12,640		
受 取 配 当 金	568		
賞 与 引 当 金 戻 入 額	8,717		
そ の 他	8,757		
営 業 外 費 用			254,660
支 払 利 息	17,880		
支 払 手 数 料	20,480		
有 価 証 券 売 却 損	24,233		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	143,664		
株 式 交 付 費	25,489		
社 債 発 行 費 等	17,189		
そ の 他	5,723		
経 常 損 失			903,881
特 別 利 益			498,470
関 係 会 社 株 式 売 却 益	488,570		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,900		
特 別 損 失			116,419
減 損 損 失	108,413		
固 定 資 産 売 却 損	2,415		
固 定 資 産 除 却 損	5,590		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			521,830
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			41,485
法 人 税 等 調 整 額			△13,022
当 期 純 損 失			550,293
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			7,526
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			557,819

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,000,000	7,663,090	△3,247,629	△88,945	5,326,515
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,193,697	2,193,697			4,387,395
親会社株主に帰属する 当期純損失			△557,819		△557,819
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,193,697	2,193,697	△557,819	△1	3,829,573
当 期 末 残 高	3,193,697	9,856,787	△3,805,449	△88,946	9,156,089

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	6,366	△987	100,284	105,663	2,852	609,152	6,044,184
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							4,387,395
親会社株主に帰属する 当期純損失							△557,819
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23,676	△786	△92	△24,556	△831	△609,152	△634,540
当 期 変 動 額 合 計	△23,676	△786	△92	△24,556	△831	△609,152	3,195,033
当 期 末 残 高	△17,309	△1,774	100,191	81,107	2,020	-	9,239,217

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

※ 「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には掲載していません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社C A I C A
取締役会 御中

U H Y 東 京 監 査 法 人

東京都品川区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 河 内 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C A I C Aの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C A I C A及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2020年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,652,723	流 動 負 債	1,016,177
現金及び預金	4,166,891	一年以内返済予定長期借入金	874,130
前払費用	21,434	未払金	99,267
未収入金	420,308	未払法人税等	4,432
その他の	44,088	未払費用	9,758
固 定 資 産	9,777,566	預り金	18,355
有 形 固 定 資 産	43,611	賞与引当金	4,973
建物附属設備	645	その他の	5,258
工具、器具及び備品	42,466	固 定 負 債	3,322,257
土地	500	関係会社長期借入金	3,281,360
無 形 固 定 資 産	44,254	繰延税金負債	480
ソフトウェア	23,079	その他の	40,416
その他の	21,174	負 債 合 計	4,338,434
投資その他の資産	9,689,700	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,696,169	株 主 資 本	10,107,143
関係会社株式	7,455,787	資 本 金	3,193,697
出資金	7,393	資 本 剰 余 金	7,494,740
長期貸付金	674,529	資本準備金	3,472,113
長期前払費用	3,080	その他資本剰余金	4,022,627
敷金保証金	49,557	利 益 剰 余 金	△492,347
その他の	30,259	利益準備金	12,400
貸倒引当金	△227,076	その他利益剰余金	△504,747
資 産 合 計	14,430,289	繰越利益剰余金	△504,747
		自 己 株 式	△88,946
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△17,309
		その他有価証券評価差額金	△17,309
		新 株 予 約 権	2,020
		純 資 産 合 計	10,091,854
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,430,289

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		1,799,925
売 上	原 価		1,467,251
売 上	総 利 益		332,673
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			500,246
営 業	損 失		167,573
営 業 外	収 益		53,321
受 取 利 息		22,417	
有 価 証 券 利 息		10,947	
受 取 配 当 金		7,157	
業 務 受 託 料		3,624	
賞 与 引 当 金 戻 入 額 他		8,717	
そ の 他		457	
営 業 外	費 用		103,874
支 払 利 息		27,406	
社 債 利 息		297	
支 払 手 数 料		9,257	
有 価 証 券 売 却 損		24,233	
株 式 交 付 費		25,489	
社 債 発 行 費 等		17,189	
経 常	損 失		218,126
特 別 利 益			498,524
関 係 会 社 株 式 売 却 益		488,624	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		9,900	
特 別 損 失			217,737
関 係 会 社 株 式 売 却 損		188,826	
減 損 損 失		25,620	
固 定 資 産 除 却 損		3,289	
税 引 前 当 期 純 利 益			62,659
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税			△59,171
当 期 純 利 益			121,831

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,000,000	1,278,415	4,022,627	12,400	△626,579
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,193,697	2,193,697			
当 期 純 利 益					121,831
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,193,697	2,193,697			121,831
当 期 末 残 高	3,193,697	3,472,113	4,022,627	12,400	△504,747

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△88,945	5,597,918	1,032	1,032	155	5,599,106
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		4,387,395				4,387,395
当 期 純 利 益		121,831				121,831
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△18,342	△18,342	1,865	△16,477
当 期 変 動 額 合 計	△1	4,509,225	△18,342	△18,342	1,865	4,492,747
当 期 末 残 高	△88,946	10,107,143	△17,309	△17,309	2,020	10,091,854

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・商品

個別法による原価法

- ・仕掛品

個別法による原価法

ハ. 暗号資産

- ・活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

- ・活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	305,674千円
短期金銭債務	883,108千円
長期金銭債権	478,235千円
長期金銭債務	3,283,663千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

44,789千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。

株式会社CAICAテクノロジーズ（連結子会社） 1,210,000千円

4. 当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高720,000千円）には、各事業年度における純資産及び経常利益が、一定額以上であることを約する財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末において、借入金720,000千円について財務制限条項に抵触することになりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する協議をしております。また当社グループは、当連結会計年度末現在十分な返済原資を有しており、当該事象が当社グループの財政状態に影響を及ぼすことはありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	272,310千円
売上原価、販売費及び一般管理費	25,340千円
営業取引以外の取引高	56,301千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	193,010株
当事業年度末日における当社が発行している		
新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	700,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別

繰延税金資産	
未払事業所税	1,590千円
賞与引当金	1,523千円
貸倒引当金	69,530千円
関係会社株式評価損	2,971,050千円
投資有価証券評価損	73,019千円
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	37,583千円
繰越欠損金	1,431,379千円
その他	17,255千円
繰延税金資産小計	4,602,933千円
評価性引当額	4,602,933千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
投資有価証券	480千円
繰延税金負債合計	480千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社CCCT	所有 直接 100%	兼任	暗号資産 関連	増資の引受	1,870,000	—	—
					貸付金の回収	2,280,000	—	—
子会社	EWARRANT FUND LTD.	所有 直接 100%	兼任	金融商品 取引	資金の借入	—	長期借入金	2,391,360
					利息の支払	6,078	—	—
子会社	株式会社CAICAテクノロジーズ	所有 直接 100%	兼任	情報 サービス	資金の借入	2,894,120	長期借入金	890,000
							1年内返済予定の長期借入金	874,130
					利息の支払	14,157	未払費用	3,642
					債務の保証	2,894,120	—	—
					資金の貸付	450,000	長期貸付金	450,000
					利息の受取	6,312	未収入金	12,386
					会社分割			
分割資産合計	882,201	—	—					
分割負債合計	363,229	—	—					
関連会社	株式会社フィスコデジタルアセットグループ	所有 直接 23%	兼任	暗号資産 関連	社債の引受	1,100,000	投資有価証券	1,550,000

(注)1. 2020年6月1日付で、株式会社CCCTは株式会社クシムインサイトに、2020年11月1日付で、株式会社フィスコデジタルアセットグループは株式会社Zaif Holdingsにそれぞれ商号変更しております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)1. 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入、差出はありません。
- (注)2. 債務の保証は、取引金融機関に対する債務に対して重畳的債務引受によるものであります。

3. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	15円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	0円30銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について第32期定時株主総会に付議する事にいたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少しその全額を繰越利益剰余金に、また、資本金及び資本準備金の額を減少しその全額をその他資本剰余金に、それぞれ振り替えるととともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたします。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではありません。また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更はございません。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

(1) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額3,193,697,528円のうち、3,143,697,528円を減少し、50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,472,113,003円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 利益準備金の額の減少の内容

① 減少する利益準備金の額

利益準備金の額12,400,000円を全額減少し、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、欠損金の補填のため、繰越利益剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)及び(2)並びに(3)の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち、492,347,790円を減少して、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当いたします。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 504,747,790円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 504,747,790円

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2020年12月23日
- (2) 株主総会決議日 2021年1月28日
- (3) 効力発生日 2021年3月1日

(株式併合)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決議しました。

1. 株式併合について

(1) 併合の目的

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社株式の投資単位は現時点で5万円を下回るものの、望ましい水準により近づけるため、10株を1株に株式併合することにより、当社は当社株式の投資単位を当社の規模に見合った適切な水準に調整することを目的としております。

今後当社は、当社株式の投資単位を東京証券取引所が明示する望ましい投資単位に近づけるようにするため、営業利益の黒字転換化及び営業利益率を高水準に引き上げることで業績の改善、企業価値向上を図ってまいります。

なお、この度の株式併合後は当面更なる株式併合を行う予定はございません。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 2021年5月1日をもって、2021年4月30日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2020年10月31日現在）	635,070,646株
株式併合により減少する株式数	571,563,582株
株式併合後の発行済株式総数	63,507,064株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

- ④ 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（2020年10月31日現在）	830,556,000株
株式併合後の発行可能株式総数（注）	250,000,000株

(注) 会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

(3) 併合により減少する株主数

2020年10月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	45,178名 (100.00%)	634,877,636株 (100.00%)
10株未満所有株主	323名 (0.71%)	965株 (0.00%)
10株以上1,000株未満株主	18,177名 (40.23%)	5,463,880株 (0.86%)
1,000株以上所有株主	26,678名 (59.05%)	629,412,791株 (99.14%)

※1 自己株式193,010株、1名は控除しております。

※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様323名は株主の地位を失うこととなります。

※3 保有株式10株以上1,000株未満の株主様18,177名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び定款第8条の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(6) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額について、2021年5月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第6回新株予約権（ストック・オプション） 2019年9月25日 取締役会決議（当社取締役及び従業員）	28円	280円

(7) 主要日程

2020年12月23日	取締役会決議
2021年1月28日（予定）	本株主総会決議
2021年4月9日（予定）	株式併合公告
2021年5月1日（予定）	株式併合の効力発生日

(8) その他

当社の単元株式数は100株となります。

(新株予約権の付与)

当社は、2020年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて承認を求めるものであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、2021年1月28日開催予定の当社第32期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社CAICA
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAICAの2019年11月1日から2020年10月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月22日

株式会社CAICA 監査役会

常勤監査役 古賀 勝 ㊟

社外監査役 杉本 眞一 ㊟

社外監査役 細木 正彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではありません。

また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更はございません。

本議案の提案理由並びに具体的な内容は下記のとおりです。

1. 提案の理由

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少しその全額を繰越利益剰余金に、また、資本金及び資本準備金の額を減少しその全額をその他資本剰余金に、それぞれ振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充ちたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額3,193,697,528円のうち、3,143,697,528円を減少し、50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本金の額の減少が効力を生じる日

2021年3月1日

3. 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,472,113,003円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2021年3月1日

4. 利益準備金の額の減少の内容

① 減少する利益準備金の額

利益準備金の額12,400,000円を全額減少し、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、欠損金の補填のため、繰越利益剰余金に振り替えます。

② 利益準備金の額の減少が効力を生じる日

2021年3月1日

5. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2. 及び3. 並びに4. の資本金、資本準備金及び利益準備金の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち、492,347,790円を減少して、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充當いたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 504,747,790円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 504,747,790円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社株式の投資単位は現時点で5万円を下回るものの、望ましい水準により近づけるため、10株を1株に株式併合することにより、当社は当社株式の投資単位を当社の規模に見合った適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

3. 株式併合の効力発生日

2021年5月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

250,000,000株

(ご参考)

1. 定款の一部変更について

本議案が原案通り承認可決された場合には、会社法第182条第2項の規定に基づき、第3号議案にて提案している通り、定款第5条（発行可能株式総数）について所要の変更がされることとなります。

2. 株式併合による資産価値への影響について

株式併合により、株主の皆様がご所有の当社の株式数は、併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の定款第2条（目的）に記載される仮想通貨の名称について、資金決済法及び金融商品取引法などの複数の法律にまたがる改正に伴い、仮想通貨の名称が暗号資産に変更されたことにより、2021年1月28日をもって、所要の変更を行うものであります。

また、当社は、昨今の新型コロナウイルスの影響からテレワークを推奨しており、更なる働き方改革の推進を目指すことを目的として、小規模なオフィスへ移転し業務を開始しております。現在の本社機能は東京都港区にあるため、2021年1月28日をもって、当社の本店を移転したく、定款第3条（本店所在地）に所要の変更を行うものであります。

さらに、第2号議案「株式併合の件」が原案どおりに承認可決され、その効力が生ずることを条件として、当該株式併合の効力発生日である2021年5月1日に、定款第5条（発行可能株式総数）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)から(14)（条文省略）</p> <p>(15) 仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</p> <p>(16)（条文省略）</p> <p>(17) 仮想通貨の投融資、運用</p> <p>(18) 仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用</p> <p>(19) 仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング</p> <p>(20) 仮想通貨の取引所運営</p> <p>(21) 仮想通貨の仲介</p> <p>(22) 仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング</p> <p>(23) その他の仮想通貨の一般サービス</p> <p>(24)から(40)（条文省略）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)から(14)（現行通り）</p> <p>(15) 暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</p> <p>(16)（現行通り）</p> <p>(17) 暗号資産の投融資、運用</p> <p>(18) 暗号資産を利用した金融派生商品の開発、運用</p> <p>(19) 暗号資産に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング</p> <p>(20) 暗号資産の取引所運営</p> <p>(21) 暗号資産の仲介</p> <p>(22) 暗号資産の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング</p> <p>(23) その他の暗号資産の一般サービス</p> <p>(24)から(40)（現行通り）</p>

現行定款	変更案
<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>830,556,000株</u>とする。</p> <p>第6条から第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条 (現行通り)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>250,000,000株</u>とする。</p> <p>第6条から第48条 (現行通り)</p> <p>(附則) <u>1 第5条の変更は2021年5月1日から効力が生じるものとする。</u> <u>2 本附則は、本附則第1項の効力発生日をもって、これを削除するものとする。</u></p>

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（9名）は任期満了となり、八木隆二氏は当社の持分法適用関連会社である株式会社Zaif Holdingsの代表者として同社の業務に専念するため及び幾石純氏は一身上の都合により退任いたします。よって、新任1名を加え、取締役8名の選任につき、ご承認をお願いするものです。なお、池田祐作氏が新任候補者であります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	鈴木伸 (1968年3月5日生)	1991年3月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社） 入社 2005年4月 株式会社アイビート（現 当社） 執行役員 第一ソリューション開発本部長 2008年4月 株式会社S J アルピーヌ（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年4月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年8月 聯迪恒星(南京)情報系統有限公司 取締役 2013年1月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス） 取締役 介護情報システム部長 2013年7月 当社 国内事業統轄本部 サービス事業本部長 2014年4月 当社 事業統轄本部 第一事業本部 本部長 2016年4月 当社 第一事業本部 本部長 2018年1月 当社 代表取締役社長 第一事業本部担当 第二事業本部担当 第三事業本部担当 BP推進室担当 フィンテック戦略室担当 2018年12月 株式会社東京テック（現 株式会社クシムテクノロジーズ） 代表取締役社長 2018年12月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 代表取締役社長 2019年1月 当社 代表取締役社長 事業推進本部担当 営業部担当 第一ソリューション事業部担当 第二ソリューション事業部担当 クリプトカレンシー&テクノロジー事業部担当 インフラソリューション事業部担当 B P 推進室担当 フィンテック戦略室担当 内部監査室担当 広報担当 事業推進本部長委嘱（現任） 2019年2月 SJ Asia Pacific Limited Director（現任） 2019年7月 アイスタディ株式会社（現 株式会社クシム） 取締役（現任） 2019年8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif） 取締役（現任） 2019年10月 株式会社カイカ分割準備会社（現 株式会社C A I C A テクノロジーズ） 代表取締役社長（現任） 2019年10月 株式会社エム・ソフト（現 株式会社クシムソフト） 取締役（現任） 2019年11月 株式会社クシムテクノロジーズ 取締役（現任） 2020年3月 株式会社クシムインサイト 代表取締役副社長（現任） 2020年11月 株式会社C A I C A デジタルパートナーズ 取締役（現任）	4,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">やまぐちけんじ 山口健治 (1970年11月19日生)</p>	<p>2003年 2月 株式会社シークエッジ (現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス) 入社</p> <p>2003年 9月 同社 取締役</p> <p>2010年 2月 株式会社シークエッジ・パートナーズ (現 株式会社ヴァンテージパートナーズ) 取締役</p> <p>2011年 7月 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED DIRECTOR</p> <p>2014年 3月 株式会社シークエッジ・インベストメント (現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス) 代表取締役</p> <p>2015年 6月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱</p> <p>2015年 9月 SJ Asia Pacific Limited Director (現任)</p> <p>2015年 11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱</p> <p>2016年 1月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>2017年 2月 株式会社東京テック (現 株式会社クシムテクノロジーズ) 取締役</p> <p>2017年 3月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>2017年 8月 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役</p> <p>2017年 8月 株式会社ネクス 取締役 (現任)</p> <p>2017年 11月 株式会社CCCC (現 株式会社クシムインサイト) 取締役 (現任)</p> <p>2018年 1月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱</p> <p>2018年 2月 eワラント証券株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2018年 2月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director (現任)</p> <p>2018年 2月 EWARRANT FUND LTD. Director (現任)</p> <p>2019年 1月 当社 代表取締役副社長 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱 (現任)</p> <p>2019年 7月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2019年 8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 (現 株式会社Zaif) 取締役 (現任)</p> <p>2019年 10月 株式会社カイカ分割準備会社 (現 株式会社CICAテクノロジーズ) 取締役 (現任)</p> <p>2020年 11月 株式会社CICAデジタルパートナーズ 取締役 (現任)</p>	7,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	佐藤元紀 (1973年5月4日生)	<p>2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 株式会社フィスコ) 取締役</p> <p>2014年3月 株式会社フィスコ 取締役 (現任)</p> <p>2014年5月 Care Online株式会社 (現 株式会社ケア・ダイナミクス) 取締役 (現任)</p> <p>2014年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ (現 株式会社フィスコ) 代表取締役社長</p> <p>2014年12月 株式会社シヤンテイ 取締役 (現任)</p> <p>2018年1月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2019年3月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ (現 株式会社フィスコ・コンサルティング) 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年8月 株式会社FISCO Decentralized Application Platform 取締役 (現任)</p>	0株
4	中川博貴 (1981年7月27日生)	<p>2014年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ (現 株式会社フィスコ) 取締役</p> <p>2016年4月 株式会社フィスコ・コイン (現 株式会社Zaif) 取締役</p> <p>2016年5月 株式会社フィスコ経済研究所 取締役 (現任)</p> <p>2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ (現 株式会社Zaif Holdings) 取締役 (現任)</p> <p>2017年10月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 取締役</p> <p>2018年6月 株式会社レジストアート 取締役</p> <p>2019年3月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年10月 株式会社エム・ソフト (現 株式会社クシムソフト) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年11月 株式会社東京テック (現 株式会社クシムテクノロジーズ) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年3月 株式会社フィスコ 取締役 (現任)</p> <p>2020年3月 株式会社C C C T (現 株式会社クシムインサイト) 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年5月 株式会社ケア・ダイナミクス 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年7月 当社 取締役 (現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	伊藤 大介 (1979年2月6日生)	2002年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2006年5月 フットセラピー株式会社 入社 2009年3月 株式会社チチカカ 入社 2016年10月 株式会社實業之日本社 事業開発本部長 2017年10月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 取締役 (現任) 2019年11月 株式会社東京テック (現 株式会社クシムテクノロジーズ) 取締役 (現任) 2020年3月 株式会社C C C T (現 株式会社クシムインサイト) 取締役 (現任) 2020年7月 当社 取締役 (現任)	0株
6	川崎 光雄 (1972年5月28日生)	1996年4月 株式会社アットホーム 入社 2003年8月 株式会社船井総合研究所 入社 2011年1月 株式会社カテナシア設立 代表取締役 (現任) 2011年8月 株式会社メディア・コンテンツ 取締役 2012年9月 一般財団法人アジア医療支援機構 監事 (現任) 2012年12月 医療法人マザーキー 理事 (現任) 2013年12月 社会福祉法人善光会 理事 2015年6月 当社 取締役 (現任) 2017年5月 医療法人柏陽会 理事 2020年4月 医療法人美ら海ハシイ産婦人科 理事 (現任)	2,900株
7	島村 和也 (1972年10月20日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2008年3月 島村法律会計事務所開設 代表 (現任) 2008年6月 株式会社ソディックプラスチック 社外監査役 2008年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 2012年7月 同社 社外取締役 (現任) 2014年3月 コスモ・バイオ株式会社 社外取締役 (現任) 2015年6月 アイビーシステム株式会社 社外監査役 2017年1月 株式会社アズーム 社外監査役 (現任) 2017年1月 当社 取締役 (現任) 2019年10月 株式会社明豊エンタープライズ 社外取締役 (監査等委員) (現任)	2,900株
8	※ 池田 祐作 (1982年3月15日生)	2004年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社 2007年10月 高橋公認会計士事務所 入所 2010年2月 税理士登録 2012年10月 いけだ税理士事務所開設 代表 (現任) 2016年1月 合同会社Romika 代表社員 2016年1月 合同会社IKEDA 代表社員 (現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年10月31日現在の状況を記載しており、CAICA役員持株会における持ちは含まれておりません。
3. ※は、新任候補者となります。

4. 川崎光雄氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、島村和也氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 新任の池田祐作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、原案どおり選任された場合、当社は、池田祐作氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届出る予定です。
6. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
8. 新任の池田祐作氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有し、培った経験と専門知識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
9. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年7ヶ月となります。
島村和也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
10. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、島村和也氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、島村和也氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
11. 当社定款第28条の規定に基づき、本総会において、新任の池田祐作氏の選任が承認された場合、当社は池田祐作氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
12. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であります。第4号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の人数は、従来より1名減員し、8名（うち社外取締役3名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

- (7) 新株予約権の取得条項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 端数がある場合の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他
- その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス
電話 (03) 3409-8181



交通のご案内

(地下鉄)

- ① 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B3又はB1出口より徒歩約5分)
(都営バス)
- ② 渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋谷88系統) 「南青山五丁目」下車 (徒歩約3分)
- ③ 新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋谷88系統) 「青山学院前」下車 (徒歩約3分)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。